様式２

**一般財団法人持続性推進機構制定「エコアクション２１産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」Ⅱの第１項から第５項の要件等への適合について**

実施主体名

**Ⅱ　第１項　地域版ＥＭＳの要件への適合**

|  |  |
| --- | --- |
| 要　　　　　件 | 要件への適合状況（適合を示す資料名、該当の項目、ページ等、及び当該資料に規定・記載の適合している内容を具体的に記載） |
| ①第三者認証制度であること、地域版ＥＭＳ事務局及び審査を担当する審査員と、認証を受ける産業廃棄物処理業者の間に利害関係がないことが担保されている制度であること。 |  |
| ②産業廃棄物処理業者の認証について、一定の実績及び経験を有していること（原則として10件以上）。 |  |
| ③審査員の力量の確保のため、審査員の要件、認定方法等について一般に公表された規程等により定めていること。併せて産業廃棄物処理業者の審査について、本規程Ⅱの第５項に規定する審査員の要件に適合した審査員により行うことが、公表された規程等により担保されていること。 |  |
| ④制度の公明性と妥当性が常に検証され、当該制度が過度に営利を追求すること等により信頼性が損なわれることなく、適切に構築、運用、維持されている制度であること。 |  |
| ⑤申請者の認証の一時停止、取り消しに関する規定等があり、それらを含む制度の運営に関する規程等が一般に公表されていること。 |  |
| ⑥適正なガイドライン等に基づき、環境への明確な目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価する環境経営のための制度であること。特に認証の基準となるガイドライン等及びその判断の基準、手続等に関する規程等が制定され、一般に公表され、透明性が確保されていること。 |  |
| ⑦認証した事業者の基本的な情報が一般に公開されていること。 |  |

**Ⅱ　第２項**　**環境マネジメントシステムの要求事項への適合**

|  |  |
| --- | --- |
| 要　　　　　件 | 要件への適合状況（適合を示す資料名、該当の項目、ページ等、及び当該資料に規定・記載の適合している内容を具体的に記載） |
| ①環境経営方針の策定  代表者は、環境経営に関する方針(環境経営方針)を定め、組織の環境への取組方針を示すこと。 |  |
| ②環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価  対象範囲における事業活動に伴う環境負荷を把握し、環境に大きな影響を与えている環境負荷及びその原因となる活動を特定すること。  環境負荷のうち、以下の項目を把握すること。  ・二酸化炭素排出量  ・受託した産業廃棄物の処理量  ・廃棄物排出量  ・水使用量  ・化学物質使用量  事業活動における環境への取組状況を把握すること。把握項目には、自社が提供する製品・サービスなどを含む。 |  |
| ③環境関連法規などの取りまとめ  事業を行うに当たって遵守しなければならない環境関連法規及びその他の環境関連の要求など、並びに遵守のための組織の取組を整理し、一覧表などに取りまとめること。  環境関連法規などは常に最新のものとなるよう管理すること。 |  |
| ④環境経営目標及び環境経営計画の策定  環境経営方針、環境負荷及び環境への取組状況の把握及び評価、環境関連法規などの取りまとめを踏まえて、具体的な環境経営目標及び環境経営計画を策定すること。  環境経営目標は、可能な限り数値化し、以下の事項に関する目標を設定すること。  ・二酸化炭素排出量の削減  ・廃棄物排出量の削減  ・水使用量の削減  ・化学物質使用量の削減  ・受託した産業廃棄物の収集運搬・処分における環境配慮に関する項目  環境経営目標は、単年度の目標、及び単年度の目標と連動した３～５年程度を目途とした中期の目標を策定すること。  環境経営計画には、環境経営目標を達成するための具体的な手段、日程及び責任者を定めること。  環境経営目標と環境経営計画は、関係する従業員に周知すること。 |  |
| ⑤実施体制の構築  環境マネジメントシステムを運用、維持し、環境経営を実践するために、代表者は以下の事項を実施すること。  ・効果的で必要十分な実施体制を構築すること。  ・実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、全従業員に周知すること。 |  |
| ⑥教育訓練の実施  環境マネジメントシステムの取組を適切に実行するために、以下の教育及び訓練を実施すること。  ・全従業員を対象とした教育及び訓練  ・環境に関する特定の業務がある場合、 その業務に関わる従業員を対象とした教育及び訓練 |  |
| ⑦環境コミュニケーション  環境マネジメントシステムに関する組織内外とのコミュニケーションを行うこと。  本規程Ⅱの第３項に規定する記載事項の要件を満たす環境報告書等を年次で作成し、公表すること。 |  |
| ⑧環境経営方針、目標、計画達成のための取組実施  環境経営方針、環境経営目標を達成するため、必要に応じて手順書を作成し、運用すること。 |  |
| ⑨環境上の緊急事態への準備及び対応  環境上の事故及び緊急事態を想定し、その対応策を定め、可能な範囲で定期的に試行するとともに訓練を実施すること。  事故や緊急事態の発生後及び試行の実施後に、対応策の有効性を検証し、必要に応じて改訂すること。 |  |
| ⑩取組状況の確認・評価並びに問題の是正及び予防  環境マネジメントシステムに関する以下の項目の確認・評価を適切な頻度で実施すること。  ・環境経営目標の達成状況  ・環境経営計画の実施状況  ・環境関連法規などの遵守状況  ・重要度の高い環境負荷の状況及び取組の実施状況  問題がある場合は是正処置を行い、問題の発生が予想される場合は、必要に応じて予防処置を実施すること。  規模が比較的大きな組織（概ね従業員が100人以上）の場合は、内部監査を実施すること。 |  |
| ⑪関連文書類の作成整理  環境マネジメントシステムの取組を実施するために、以下の14種類の文書類（紙又は電子媒体など）、及び組織が必要と判断した文書類を作成し、適切に管理すること。  ・環境経営方針  ・環境への負荷の自己チェックの結果  ・環境関連法規などの取りまとめ（一覧表など）  ・環境経営目標  ・環境経営計画  ・実施体制（組織図に役割などを記したものでも可）  ・外部からの苦情などの受付状況及び対応結果  ・事故及び緊急事態の想定結果及びその対応策  ・環境上の緊急事態の対応に関する試行及び訓練の結果  ・環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の実施状況，及びその評価結果  ・環境関連法規などの遵守状況の結果  ・問題点の是正処置及び予防処置の結果  ・代表者による全体の取組状況の評価と見直し・指示の結果  ・環境報告書 |  |
| ⑫代表者による全体の評価と見直し及び指示  代表者は、定期的に環境マネジメントシステムに基づく環境経営全体の取組状況及びその効果を評価し、以下の項目を含む総括的な見直しを実施するとともに、必要な指示を行うこと。  ・環境経営方針  ・環境経営目標及び環境経営計画  ・実施体制 |  |

**Ⅱ　第３項　環境報告書等の記載事項に関する要件**

|  |  |
| --- | --- |
| 要　　　　　件 | 要件への適合状況（適合を示す資料名、該当の項目、ページ等、及び当該資料に規定・記載の適合している内容を具体的に記載） |
| 環境報告書等の定期的な作成・公表の要求 |  |
| 環境報告書等の記載項目①～⑨ |  |
| 環境報告書等の記載項目①の必要項目 |  |

**Ⅱ　第４項　地域版ＥＭＳ事務局に関する要件**

|  |  |
| --- | --- |
| 要　　　　　件 | 要件への適合状況（適合を示す資料名、該当の項目、ページ等、及び当該資料に規定・記載の適合している内容を具体的に記載） |
| ①外部有識者の参画した委員会等を設置する等して、公正な制度運営を行っていること。 |  |
| ②反社会的勢力を排除していること。 |  |
| ③産業廃棄物処理業の審査を担当する審査員に求められる力量や公平性等の要件を明確にし、必要な教育を定期的に行っていること、及び審査員の倫理等に関する規程等があること。 |  |
| ④事業者の認証の判定に関する第三者による委員会を設置し、運営していること。 |  |
| ⑤事務局の業務及び財務等に関する資料を一般に公表する等情報公開を適切に行い、透明な制度運営を行っていること。 |  |
| ⑥その他、機密保持や苦情等への対応を考慮しており、このことが一般に公表された規程等により担保されていること。 |  |

**Ⅱ　第５項**　**申請者の審査を行う審査員に関する要件**

|  |  |
| --- | --- |
| 要　　　　　件 | 要件への適合状況（適合を示す資料名、該当の項目、ページ等、及び当該資料に規定・記載の適合している内容を具体的に記載） |
| ①常に公平かつ中立的な立場から審査を実施することができること。 |  |
| ②申請者以外に複数の産業廃棄物処理業者に対する審査経験を有すること（原則として５件以上）。 |  |
| ③公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが主催する『産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）「産業廃棄物の収集・運搬課程」及び「産業廃棄物の処分課程」』、又は同等の講習会の受講を修了していること。 |  |